



# 7月1日より 下田市景観まちづくり条例が施行されます

## 景観条例の基本理念

市民が誇りに思い、次代へ継承していくべきもので、下田を象徴し、下田らしさが感じられるものが「下田まち遺産」であり、これらの価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進します。

## 下田まち遺産を未来へ

今ある“まち遺産”を絶やすことなく、新たな“まち遺産”を創り出し、未来に活かします。

## まち遺産とは！

<b>自然</b> 海、川、山、田園風景。温泉など豊かで美しい自然環境	<b>人の暮らし</b> 下田の自然環境や文化に特有の漁業、農業、産業、職人技
<b>歴史</b> 開国の歴史や文化を表す建物、施設とそれらが集したまちなみ	<b>文化</b> 歴史に根付いた、祭や地域行事伝統芸能

### — まち遺産の要素 —

- これからも継承していきたいもの
- 下田を象徴しているもの
- 人々にとって誇りと感じられるもの
- 下田らしいもの

## 下田まち遺産を未来につなげるために

⇒ 下田まち遺産を知る 下田まち遺産を創り・育てる 下田まち遺産を支える

**知る ⇒** まち遺産の良さを再確認できるようホームページやかいらん、パンフレット等で広報活動をしていきます。

**創り・育てる ⇒** 既存のまち遺産をこれ以上減らさず、維持・保存していくために、何をすればよいのか考え、行動していきます。また、過去の建造物などを大切に維持し、新たな活動の場として再生しやすくなるようなサポート体制を確立します。

**支える ⇒** 市民活動を支援すると同時に、新たなまち遺産を創り出したり、まち遺産となり得るようなものを発掘するため、市民のみなさんご意見を聞き、新しい芽が育っていくようにします。

## 7月1日から始まることは・・・

### まち遺産募集!!

まち遺産の要素(下田を象徴しているもの・人々にとって誇りと感じるもの・これからも継承していきたいもの・下田らしいもの)を有するものを下田市では、まち遺産として募集します。募集受付は7月1日からとなりますので、ぜひ応募してください!



**【景観シンポジウム(講演会)開催】**  
開催日時: 平成22年7月1日 午後7時から  
開催場所: 下田市民文化会館 大会議室

詳細についてはかいらんやホームページを参照してください。応募用紙はホームページからダウンロードできます。<景観関連ホームページまでは...> ①検索サイトで【下田市役所公式HP】と入力しクリック! ②下田市役所ホームページ ③市政ガイド(下のほうにあります) ④市制ガイドの中の「景観」(左下です)

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎2219 E-mail kensetsu@city.shimoda.shizuoka.jp

# 下田市職員出前講座

市民のみなさまが知りたい、聞きたい、学びたい内容を、市役所の職員が出向いてお話をします。職員出前講座を行っています。

対象 小学生以上で下田市内にお住まい、お勤め、または通学されている方5名以上が参加する場であれば構いません。小中学校での申し込みも歓迎です。

開催日時 土・日・祝日および12月28日から1月4日までを除いた日の午前9時から午後9時までの間で1講座2時間まで。(1時間を限度に延長も可能です)

実施できない場合 政治、宗教、営利を目的とする集会など

料 金 講師の派遣や資料は無料です。(施設借上料や有償資料代などは受講者が負担してください)

申込み 希望する日の3か月前から2週間前までに申込書を提出してください。

趣旨をご理解のうえお申込みください。



昨年の出前講座の様子

## 平成22年度下田市職員出前講座メニュー

NO	講座名	講座の内容	担当課
1	市の家計簿	市の財政状況について	企画財政課
2	市役所は変わります! -効率的な運営に向けて-	下田市政経管方針について	
3	よくわかる「情報公開制度」 -より開かれた市政をめざして-	情報公開制度の現状、利用方法等について	総務課
4	暮らしの中の税	各種市税の課税の仕組みや納税等について	税務課
5	東海地震! 家庭でできる地震対策	各自でできる地震対策や市の防災について	市民課
6	市民係の窓口業務	市民係窓口業務の概要	観光交流課
7	観光おもてなし講座	観光案内の要点、心のおもてなし、市民の心得等について	
8	観光づくりについて	市の観光の現状とその振興施策	産業振興課
9	新鮮!おいしい! 下田産の食べ物について	地場の農林水産物を直接提供する、地産地消運動について	
10	景観を活かしたまちづくり	下田市景観計画について	建設課
11	高齢者の在宅福祉事業について	市の高齢者の状況や在宅福祉事業制度について 他の福祉制度も相談により対応可	福祉事務所
12	ご存知ですか? 介護保険制度	介護保険制度の解説、介護保険の利用状況について	健康増進課
13	国民健康保険の豆知識	国民健康保険制度の概要	
14	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度についての説明	
15	いきいき健康講座	食生活の改善、健康管理、健康体操、生活習慣病予防等について	(包括支援センター)
16	65歳からの健康・体力づくり	65歳からの総合的な健康・体力づくりのための講義・運動実技	
17	認知症サポーター養成講座	認知症の理解者であるサポーターの養成	
18	ゴミを減らしましょう!	ゴミの減量方法や収集・処理について	環境対策課
19	下田市の水道	水道のしくみ(水道水がでるまで、水道施設、水道料金)	上下水道課
20	下水道の歴史と役割	下水道事業の歴史と役割について	
21	こんなにあります 市内の指定文化財	市内の指定文化財について	生涯学習課
22	選挙の仕組み	公職選挙法に基づく各種選挙制度の概要	選挙管理委員会
23	リクエスト講座	メニュー以外の内容の講座についても相談に応じますので、ご連絡ください	

申込み・問合せ先  
企画財政課企画調整業務担当  
☎22212 FAX23910



## まち遺産を未来へ

私達のふるさと下田には、自然、歴史、文化、人の暮らしに関係する貴重な景観があり、その中で今後も大切にしたいものが下田のまち遺産です。私は建設課で、この市民の共有の財産であるまち遺産を絶やさず、新たに創り出すことで下田を魅力的なまちにし、豊かに発展させるため日々取り組んでいます。

景観とは、まちなみなどの眺められる対象を表す「景」という文字と、眺める人の感覚を表す「観」の組合せです。つまり、見る人の価値観などによって多少の違いはありますが、見る人の目と心にうつる「地域の視覚的特性」まちの個性」とも言えます。

まちの個性は建物の形状などだけではなく、その地域の歴史や文化、さらに風習や日常生活などと深く関係しているため、一定のルールが必要になります。7月1日に下田市景観まちづくり条例が施行さ

れます。この条例は単に規制するのではなく、市民の方々と行政が協働で景観やまち遺産について知り、創り育て、支えていこうとの趣旨になっています。

この条例を通して下田に係る人の一人ひとりが景観やまち遺産を意識しながら、それぞれの個性が表現されたとき、魅力的で他にはない下田独自のまちなみが創り出されと確信しています。

これまでに市民の代表の方、各分野の専門家の方など多くの人に支えられました。皆様の協力を糧に、まち遺産を再発見・保全・創出することで、下田に住んでいる人が毎日うれしく暮らせ、観光客の人も楽しく過ごせるまちにするため、今後多くの方の汗を流したいと考えています。また、7月1日には市民文化会館にて景観シンポジウムの開催を予定しています。市民の皆様に参加していただき貴重なご意見を聞かせたいと思います。よろしくお祈りします。

(建設課 松下 仁)

